

(1) 民事事件

① 静岡地方裁判所本庁・支部合計

単位:件

区分			総数	旧受		新受		既済	未済
総数	}	平成 28 年	20,667	7,013	13,654	13,430	7,237		
		平成 29 年	21,286	7,237	14,049	13,809	7,477		
		平成 30 年	21,504	7,477	14,027	14,188	7,316		
通常訴訟	}	平成 28 年	4,544	1,972	2,572	2,569	1,975		
		平成 29 年	4,479	1,975	2,504	2,429	2,050		
		平成 30 年	4,608	2,050	2,558	2,450	2,158		
手形・小切手訴訟	}	平成 28 年	1	-	1	-	1		
		平成 29 年	4	1	3	4	-		
		平成 30 年	1	-	1	1	-		
その他の訴訟 1)	}	平成 28 年	204	78	126	128	76		
		平成 29 年	215	76	139	138	77		
		平成 30 年	182	77	105	106	76		
民事・商事・借地非訟	}	平成 28 年	93	17	76	84	9		
		平成 29 年	83	9	74	69	14		
		平成 30 年	104	14	90	90	14		
仮差押・仮処分	}	平成 28 年	264	16	248	248	16		
		平成 29 年	244	16	228	232	12		
		平成 30 年	253	12	241	234	19		
民事執行	}	平成 28 年	8,638	3,517	5,121	5,154	3,484		
		平成 29 年	9,079	3,484	5,595	5,412	3,667		
		平成 30 年	9,374	3,667	5,707	5,610	3,764		
破産等 2)	}	平成 28 年	2,952	792	2,160	2,082	870		
		平成 29 年	2,993	870	2,123	2,116	877		
		平成 30 年	3,031	877	2,154	2,278	753		
その他	}	平成 28 年	3,971	621	3,350	3,165	806		
		平成 29 年	4,189	806	3,383	3,409	780		
		平成 30 年	3,951	780	3,171	3,419	532		

注1) その他の訴訟とは、控訴、通常再審、行政訴訟及び行政再審をいう。

注2) 破産等とは、破産、通常再生及び会社更生をいう。

資料 静岡地方裁判所

② 静岡地方裁判所管内簡易裁判所合計

単位:件

区分			総数	旧受		新受		既済	未済
総数	}	平成 28 年	18,750	1,822	16,928	16,557	2,193		
		平成 29 年	20,780	2,193	18,587	18,338	2,442		
		平成 30 年	22,251	2,442	19,809	19,812	2,439		
通常訴訟	}	平成 28 年	8,071	1,153	6,918	6,430	1,641		
		平成 29 年	9,513	1,641	7,872	7,630	1,883		
		平成 30 年	9,560	1,883	7,677	7,804	1,756		
手形・小切手訴訟	}	平成 28 年	1	-	1	1	-		
		平成 29 年	1	-	1	1	-		
		平成 30 年	-	-	-	-	-		
その他の訴訟 1)	}	平成 28 年	269	55	214	224	45		
		平成 29 年	271	45	226	232	39		
		平成 30 年	280	39	241	237	43		
督促	}	平成 28 年	4,664	42	4,622	4,634	30		
		平成 29 年	5,337	30	5,307	5,292	45		
		平成 30 年	6,503	45	6,458	6,323	180		
仮差押・仮処分	}	平成 28 年	16	1	15	15	1		
		平成 29 年	24	1	23	24	-		
		平成 30 年	22	-	22	22	-		
過料	}	平成 28 年	2,168	215	1,953	2,034	134		
		平成 29 年	1,845	134	1,711	1,679	166		
		平成 30 年	1,800	166	1,634	1,597	203		
民事調停	}	平成 28 年	1,163	295	868	905	258		
		平成 29 年	1,121	258	863	862	259		
		平成 30 年	1,007	259	748	820	187		
その他	}	平成 28 年	2,398	61	2,337	2,314	84		
		平成 29 年	2,668	84	2,584	2,618	50		
		平成 30 年	3,079	50	3,029	3,009	70		

注1) その他の訴訟とは、少額訴訟及び再審をいう。

資料 同上